

伊達市一般廃棄物処理業等の許可申請（新規及び更新）

◇一般廃棄物収集運搬業等の許可申請（新規）：（第1号様式）

◇一般廃棄物収集運搬業等の許可申請（更新）：（第3号様式）

許可の期間は2年以内とし、許可の日から算定する。

【添付書類】

1. 事業計画書及び概要（市における営業の取引先及び収集回数等）を記載した書類
2. 事業の用に供する施設と付近の状況を明らかにする写真と見取図等
3. 収集・運搬を業として行う場合には、運搬車の写真、自動車検査証記録事項のコピー
4. 申請者が法人である場合には、その法人の定款のコピーと登記簿謄本（コピー不可）
5. 申請者が個人の場合は、住民票（コピー不可）
6. 申請者（申請者が法人の場合には、その業務を行う役員も含む）が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類（誓約書）
7. 申請者の履歴書（申請者が法人の場合には、申請者に関する調書、その役員の履歴書）
8. 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
9. 新規許可申請である場合は、他市町等の許可証のコピー

◇許可内容に変更が生じた場合

変更許可申請書：（第4号様式）

一般廃棄物収集運搬業等の申請事項の変更届：（第5号様式）

※変更前の許可証等は返却

◇事業を廃止する場合

一般廃棄物収集運搬業等、業務廃止届：（第6号様式）

※許可証・検査証・従事者証等は返却

◇廃棄物の施設及び運搬用器材検査交付（再交付）申請：（第7号様式）

【添付書類】

1. 廃棄物の施設は、事業の用に供する施設と付近の状況を明らかにする写真と見取図等
2. 運搬車は、車両の写真、自動車検査証記録事項のコピー

◇一般廃棄物収集運搬業従事者証交付（再交付）申請：（第9号様式）

【添付書類】

1. 従事者証を交付する者の住所と生年月日を確認できる自動車運転免許証又はマイナンバーカードのコピー又は住民票（コピー不可）
2. 従事者証を交付する者の正面、肩口まで写っている縦3.5cm、横2.5cmの写真2枚

〈許可申請等手数料〉

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ①一般廃棄物収集運搬業 | 1件につき10,000円 |
| ②一般廃棄物処分業 | 1件につき10,000円 |
| ③一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとするもの | 1件につき10,000円 |
| ④一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとするもの | 1件につき10,000円 |
| ⑤一般廃棄物収集運搬業の許可の再交付を受けようとするもの | 1件につき5,000円 |
| ⑥一般廃棄物処分業の許可の再交付を受けようとするもの | 1件につき5,000円 |

※手数料納付書は、許可決定後に発行する。